



▽道路行政に關係ある法律

命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることとは

凡て本欄に於て紹介す

▽道路行政に關し生じたる

疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

**問** 道路法第五十七條に依り主務大臣に訴願し其の處分に不服ある者は行政訴訟を提起することを得るや、將又主務大臣に訴願するか行政裁判所に出訴するか二つの内何れか其の一を探るべきものなりや、精細に御教示を乞ふ（東北M.M.生）

**答** 行政裁判法及訴願法の規定に依れば行政裁判所に出訴することを許されてゐる事項即ち行政訴訟事項の範圍と訴願を許されてゐる事項即ち訴訟事項の範圍とは同一ではなく前者は後者よりも狭い、而して訴訟事項ではあるが行政訴訟事項ではないといふ範圍については茲では問題外であるから論外とし、訴訟事項でもあり又行政訴訟事項でもあるといふ重複範圍について先づ行政訴訟と訴願との一般の關係を略説し次

に道路法上の關係に言及しようと思ふ。

行政裁判法第十七條第一項に依れば行政訴訟は法律勅令に特別の規定あるものを除く外先づ地方上級行政廳に訴願し其の裁決を終たる後に非れば提起することが出来ない。例へば町村長の爲したる處分に對しては郡長に訴願し其の郡長の裁決に不服ある時は府縣知事即ち最上の地方上級官廳に訴願し其の裁決を得たる後に非ざれば行政訴訟を提起することは出来ないのである、故に地方上級行政廳に對する訴願と行政訴訟との關係は實際上審級の關係にあると同一になるのである。然るに更に同條第三項は各省又は内閣に訴願を爲したるときは行政訴訟を提起することが出来ないと定めてゐる、故に地方上級行政廳に訴願を爲し其の裁決を得ても尙未だ満足せざる者は主務大臣に訴願するか又は行政訴訟を提起するか其の何れか一方を撰擇しなければならぬ。若し一旦主務大臣に訴願したならば行政訴訟提起の權能を失ふのであり又反對に一旦行政訴訟を提起したならば主務大臣に對する訴願の權能を失ふのである。即ち第一項に依る地方上級行政廳の訴願を終ることを要すといふのは行政訴訟提起の積極的前提要件であり、第三項に依る各省又は内閣に訴願を爲さずといふことは行政訴訟提起の消極的前提要件であるといふことが出來

る。

次に第一項の場合と異り地方上級行政廳を有せざる行政廳即ち中央行政廳たる各省大臣、中央地方の管轄區域を分たざる内閣直屬の行政廳及び地方最上級行政廳自身の處分に對しては直接に行政訴訟を提起すべきで（同條第二項）此の場合に於ては始めから訴願と行政訴訟との何れか一方を選択しなければならぬのである。矢張り一旦一方を選ばば他方に對する概能は失ふてしまふのである。即ち第二項の場合にありては第一項の如く積極的前提要件はなく只第三項に依る積極的前提要件が存するのみである。

以上が行政訴訟と訴願との關係に關する一般的規定の説明である。然るに道路法は第六章に於て之に對して特別規定を設けた、即ち第五十八條に『本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得』と定め又第五十七條第二項には『本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ズ』と定めた、夫れ故に違法處分に因リ權利を毀損せられたりとする者は

(一) 處分者が道路管理者たる町村長なる場合にありては先

づ郡長に訴願を爲し次に府縣知事に訴願を爲し、其の裁決に對して尙未だ満足しないときは行政訴訟を提起するの外はない、行政裁判法に依れば此場合には前述の如く行政訴訟と内務大臣に對する訴願との何れか一方を選択し得るのだけれども道路法では此の選擇を許さないのである。

(二) 處分者が道路管理者たる市長なる場合にありては先づ府縣知事に訴願を爲し其の次には行政訴訟を提起すべきである。内務大臣に對し訴願を爲し得ざるは前同様である。

(三) 處分者が道路管理者たる府縣知事なる場合は直接に行政訴訟を提起すべきで内務大臣に對し訴願するを得ない。

(四) 處分者が内務大臣なる場合も直接に行政訴訟を提起すべきである、行政裁判法は此場合に於ても内務大臣に對する訴願と行政訴訟との選擇を許すが道路法は之を許さない。

以上の如く『違法處分に因リ權利を毀損する場合は行政裁判法及訴訟法に依れば行政訴訟も訴願も共に許されてゐる事項なのであるが、道路法では行政訴訟に依つて救済を求むるの外はない、而して内務大臣又は道路管理者の爲したる處分にして右に該當せざるもの即ち行政裁判所へ出訴することを許さざるものに就き不服ある者は訴願することを得る旨第五十七條第一項に定められてある、故に質問前段の如く道路法

第五十七條に依り主務大臣に訴願し其の處分に不服ある場合に更に行政訴訟を提起しようとしても不可能であるし又質問後段の如く主務大臣に對する訴願と行政裁判所に對する出訴との何れかを選択することも出来ない。道路法は係争處分の性質によつて右二つの救済方法の内何れに依るべきかを限定したのである、斯くの如く行政裁判法に依つて與へられてる選擇の權能を奪つて行政訴訟を提起し得べき場合に主務大臣に訴願するを許さざる所以は行政裁判所の判決と内務大臣の訴願の裁決とが相重複矛盾することを回避せんが爲にする立法者の用意に外ならないものと思ふ。(囑託田中省吾)

**問** 町村道の一路線が河川法施行河川を横斷する場合に道路管理者に非ざる者が管理者の許可を得て賃取渡船場又は賃取橋梁を設置するには先づ河川の管理者たる地方長官に占用の許可を得たる後にあらざれば渡船場設置の申請を爲すも不能なりや、該出願順序詳細御教を乞ふ。(東北M生)

**答** 道路法第二十六條の規定に依り質問の如き賃取渡船場又は橋梁を設けんとするには一方に於ては大正九年七月内務省令第三三號『賃取橋梁及渡船場設置ニ關スル件』の規定に依り書類を具備して町村道の管理者たる町村長に對し設置の許可出願をなし、他方に於ては河川法の規定に依り地方長官に

對し工作物設置及占用の許可出願をなせばよろしい、必ずしも河川法上の許可を得たる後にあらざれば道路法上の設置許可出願をなし得ずといふのではない兩方別途に同時に出願してよろしい、しかし若し其の一方の許可を得ても他方の許可を得ない場合には目的の實現は不可能に陥るのであるから實際上は先づ河川法上の許可を得てから後に道路法上の手續を運ぶが安全且便利である。(囑託田中省吾)

**問** 電氣會社が電柱建設の目的を以て道路の占用を許可せられ電柱建設の上電線引延しに際し支障ありとて道路に附屬せる並木枝葉を無願伐採した行爲は道路法第何條に抵觸するものなりや又其の處分方法に就き御教示を乞ふ。(東北M生)

**答** 道路並木の枝打をなすことは道路の附屬物に關する工事といふことが出来るから管理者に無斷で之を爲したる行爲は道路法第五十六條第一號に該當するものである。之が處分の手續は料料に處するに止める場合にありては違警罪即決例に依ることが出来るが罰金に處する場合に於ては刑事訴訟法の手續に依らねばならぬ。又道路法には法人處罰の規定がないから刑法の一般理論に従つて會社の代表者又は使用人がかゝる犯罪行爲を爲したるときは其の犯罪行爲者たる代表者又は使用人を處罰するものである。(囑託田中省吾)